

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 5 月 19 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01246

研究課題名(和文) ドイツ中世盛期・後期における城塞支配権の発展の歴史的意義に関する研究

研究課題名(英文) Research into the Historical Significance of the Castle Lordship in the High and late Middle Ages of Germany

研究代表者

櫻井 利夫 (SAKURAI, Toshio)

金沢大学・人間社会研究域・客員研究員

研究者番号：80170645

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：中世以降1918年までドイツ・バイエルンに君臨したヴィッテルスバッハ家(シャイアン家)の最初期の城塞シャイアンを取上げ、1100年前後の時期にその周囲に集積された支配権の諸権利の総体を城塞支配権(フランス型のシャテルニー)として把握しうることを、また1340年代から1803年まで地方行政区たるラント裁判区パッフェンホーフェンの最下級の行政単位を構成するという歴史的意義を有したことを究明した。この城塞支配権の中核を構成したのは、この家系の固有の所領の他に、特に教会・修道院に対し城塞から行使された守護者としての権力(フォークタイ)であり、裁判権力がその典型をなす。

研究成果の学術的意義や社会的意義

戦後ドイツと日本両国の法制史・歴史学の分野で現在まで城塞支配権の研究は殆ど未開拓の分野として残されてきた。ドイツでは1976年にコンスタンツ中世史研究会の研究成果が2巻の大著として公刊されて以来ドイツの城塞法制史の研究は飛躍的に進展したが、しかし城塞支配権に関する立ち入った研究は依然として皆無である。しかもドイツの初期貴族城塞の城塞支配権の研究は史料の不都合な伝承状況の故に困難である。申請者の研究成果はこのドイツと日本の研究上の空隙を埋めるといった学術的意義をもつ。同時に申請者の研究は城塞支配権がその後現代に至るまでドイツの地方行政組織の基礎となったことを解明したことは、社会的意義をも有する。

研究成果の概要(英文)：The research of the castle lordship remained almost an unexplored field in the Legal History and History of both Germany and Japan after World War . The research of the Castle Legal History made rapid progress since the results of the Konstanz's Study Group were published as bulky two-volume work(1976) in Germany. But there is still no real research in the castle lordship whatever. The study in the German aristocratic castle of early in the Middle Ages is difficult according to poor historical records besides.

The results of the study by the applicant have a scholarly significance that they fill this void of study in both Germany and Japan. The study by the applicant clarifies that castle lordship laid the foundation of German local government system till the present day. This result of study by the applicant means also its social significance.

研究分野：西洋法制史

キーワード：ヴィッテルスバッハ家 シャイアン家 城塞支配権 教会守護権力(フォークタイ) 裁判権力

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

フランスの歴史学では、G・デュビイ Duby の研究『マコン地方における 11 世紀と 12 世紀の社会 La société aux XIe et XIIe siècles dans la région mâconnaise』が 1953 年に公刊されて以来、シャテルニー（城主支配権（圏））研究が著しい活況を呈し研究成果が蓄積されてきた。これに対しドイツの歴史学では、1970 年代以後城塞の歴史的・法制史的研究が活発化してきたにも拘わらず、フランスのシャテルニーの対応物というべき城塞支配権の研究はなお立ち遅れを示している（拙著『ドイツ封建社会の構造』、2008 年、第一章「研究動向の概観」）。シャテルニーとは城主が自己の荘園の従属民を超えて他の荘園領主の従属民に対しても、城塞とこれを守備する守備兵とを基礎として行使するパン権力（罰令権力）つまり裁判権と軍事権力、税と勤務義務の徴収権、その他の経済的パン権力（バナリテ banalités = 水車・パン焼き竈・葡萄压榨機の使用強制権等）を特質とする。しかしドイツでは、フランスの研究に対応するドイツの城塞支配権の詳細な研究、つまり内部構造の研究は依然として皆無である。ドイツにおけるこの研究上の空隙を生んだ原因は、L・クーヘンブーフ Kuchenbuch (Potestas und Utilitas, in : Historische Zeitschrift, Bd.265,1997,S.130)や W・ヘヒベルガー Hechberger (Adel im fränkisch-deutschen Mittelalter,2005, S.232f.)が指摘するように、ドイツ城塞支配権の初期（11・12 世紀）について史料の伝承状況の劣悪さにある（拙著『ドイツ封建社会の城塞支配権』、2017 年、10 頁以下）。

日本の研究状況に関し、第二次世界大戦後、封建社会の基礎細胞を領主直営地型荘園制と見る世良晃志郎氏と、シャテルニーと見るフランス史学（木村尚三郎氏、井上泰男氏、鯖田豊之氏等）の間で活発な論争が展開され、この論争の過程で、特にドイツに関し第一に、フランスのシャテルニーに該当するような段階を想定しうるのかという問題、第二にドイツの城塞管区をシャテルニーと同質的なものと見うるかどうかという二つの問題が析出されたが、現在なおこれらの問題に決着が付けられていない（上掲拙著『城塞支配権』、11 頁以下）。日本のこの研究状況の立ち遅れは、正にドイツの上記の研究上の空隙に由来するものなのである。

この研究状況の中で、私は城塞支配権の初期（11・12 世紀）について唯一伝承された『Codex Falkensteinensis ファルケンシュタイン伯の証書集』に収録されている史料を検討し、この貴族が所有する 4 つの城塞（ノイブルク、ファルケンシュタイン、ハルトマンズベルク、ヘルンシュタイン）の周辺領域で行使された支配権的諸権利は、上記フランスのシャテルニーと同質的なパン権力であることを究明した（上掲拙著『城塞支配権』、特に 95-203 頁）。同時に、私は種々の根拠に基づき、ファルケンシュタイン伯の城塞支配権（シャテルニー）は、ドイツに数多存在した城塞支配権（シャテルニー）のごく一例として捉えられるべきこと、またドイツについても 1100 年頃から 1250 年頃までの時期を、フランスのシャテルニーに該当するドイツのシャテルニー段階として措定しうることを論証した（上掲拙著『城塞支配権』、203-206 頁）。以上が本研究の学術的背景・動機である。

2. 研究の目的

上記の研究状況を背景として、私は三つの研究目的を設定した。(1)検証したファルケンシュタイン伯の城塞は 4 つと少ないために、上記最後の段階設定の論証を一層確実なものとするために、城主権力がフランスのシャテルニーと同質的なパン権力であることを示すそれ以外の事例を増やすこと。(2)11・12 世紀の城塞支配権の形成は、支配の中心が農村の領主館から丘陵の城塞へと移動したことが示すように、折しも従来の領主直営地型荘園制から地代荘園制への転換に対処するために、荘園領主（城主）が新たに城塞を中心とする Amt（城塞管轄区）に

数多の地代荘園を整理統合・再編成するために実行したこと。(3)城塞支配権は中世都市と共に、しばしば、1250年頃以後に発展する領国(ラント)の地方行政組織(アムト制)の基礎をなしたことが、ドイツの文献で指摘されている(例えば Mitteis-Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 19. Aufl., 1992 [第11版(1969年)の邦訳、ミッタイス=リーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説 改訂版』、1971年、379頁以下])。ここから、領国の地方行政組織=アムト制は、それ以前から存在する城塞支配権(圏)から発展したこと。要するに、ドイツ中世史は(領主直営地型)荘園制から城塞支配権を通じて領国の地方行政組織へという発展経過を辿ったことである。

3. 研究の方法

P・フリート Fried は「中世盛期バイエルンの城塞国制史は研究上の明白な空隙である。・・詳細な根本的かつ包括的研究はどこにも行われていない」(P. Fried, Hochadelige und landesherrlich-wittelsbachische Burgenpolitik im hoch-und spätmittelalterlichen Bayern, in: H. Patze(Hrsg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum II (Vorträge und Forschungen, Bd.19 Teil III), 1976, S.333)、また「城塞支配権の内部組織」の研究も同様である(Fried, Burgenpolitik, S.352)と述べているために、私は中世盛期から第一次世界大戦終結の1918年までラント・バイエルンに君臨したヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞シャイアンの周囲に位置するヘルシャフトが城塞支配権をなしたことを究明する直接の課題を設定した。そのために、城主たるヴィッテルスバッハ家 - 当時はシャイアン城塞に因みシャイアン家(伯)と呼ばれたが - の所領及び教会修道院の保護者(フォークト Vogt)として教会修道院領において有する権力(フォークタイ Vogtei) - 裁判権がその中核をなすが - に焦点を当てつつ明らかにする必要がある。要するに、中心たる城塞から行使される当家自身の所領に対する支配権、及び教会修道院等のそれ以外の領主の所領に対するシャイアン家のフォークト支配権(フォークタイ)を明らかにすることが課題となる。

その際に、教会と修道院は初期中世以来、荘園所領の種々の所領目録(ラテン語で *urbarium* ドイツ語で *Urbar*)を作成したが、俗人貴族が所領目録を作成したのは、12世紀後半期まで稀な例外であった。シャイアン城塞が存在した1070年頃から1115年頃までを考察の対象とする本研究には、シャイアン家の所領目録という適切な史料は存在しない。そこで、教会修道院への寄進贈与に関する文書、特に贈与証書集、及び『シャイアン年代記 *Chronicon Schirensis*』(1210年頃成立)を有効な補助的史料として使用し、シャイアン家が保護者を務めた教会修道院に対する当家とその他の貴族による所領の寄進譲渡から、修道院所領の所在地を究明し、かくしてこれに対し当家によりシャイアン城塞からフォークタイが行使されたことを明らかにする方法を採った。他方で、シャイアン家が継続的に所有した自家の所領(主に荘園)の存在の究明にも努めた。なおフォークタイとは、具体的に教会修道院の従属民に対する裁判権、教会修道院領の従属民から定期的なまたは臨時的貢租徴収権、軍役税徴収権を内容とする権力である。ただし、寄進贈与された財産は通例、所領全体の一部分をなすにすぎなかったために、この方法で得られた所領のデータは限定的なものとならざるをえない。ともかく法制史的・国制史的な研究方法に加えて、経済史的な研究方法もまた前面に押し出されることになった。

4. 研究成果

先ず領主館から城塞への移住に関し、シャイアン家は村落シャイアンに3つの荘園を所有し村落の領主館に居住していたが、1071年までに新たに建設した丘陵城塞シャイアンに移住した。この城塞は「中心の住居」と呼ばれたが、このことは領主館に代わる支配の新たな中心となったこと、換言すれば支配の中心が領主館に代わり新たな城塞に移動したことを意味する。そもそも平地の領主館から丘陵城塞への移住(貴族の隔地)を可能とした前提条件は、シャイアン家がそれまで領主館と結びついていた領主直営地の経営から解放されたという事情であった。換言すれば、農民の賦役労働を主な地代形態とする従来の領主直営地型荘園制から現物貢租や貨幣貢租を主な地代形態とする地代荘園制への移行という重大な転換がそのような隔地の背後に伏在していた。シャイアン家が城塞への移住の段階で保持した支配権的諸権利は、村落シャイアンの

3つの荘園その他種々の自由財産、さらに種々のグラーフシャフト（グラーフ＝伯の支配領）種々の教会修道院（フライジング司教教会並びに同司教座聖堂参事会、キューバツハ修道院、ヴァイエンシューフアン修道院）に対するフォークタイ等を原初的所領として、城塞を中心とする地域で保持していた。この時点で判明するシャイアン家のこの支配権的諸権利が中心たるシャイアン城塞の周囲に存在した故に、そもそも城塞を中心とする支配権のこの比較的大きな複合体は、不均質ではあるが城塞支配権として把握することが可能である。

次に、フォークタイ所領に関し。

(1) 家修道院に対するフォークタイ所領

シャイアン家は家修道院としてパイリッシュツェル（1077年）、フィッシュバツハウ（1085年）、アイゼンホーフェン（1104年）と3つの修道院を相次いで建立し、最後に1119年シャイアン城塞を改造する形でシャイアン修道院を建立した。シャイアン家はその頃に住居をシャイアン城塞から新たな城塞ヴィッテルスバツハに移転し、それ以後ヴィッテルスバツハ城塞が当家の支配の中心となった。ともかく、この移転の時までシャイアン城塞が支配の中心であり、ここから自家の所領に対する荘園支配権と裁判権、上記3つの家修道院に対する支配権（フォークタイ権力）が行使されたのである。

シャイアン家自身による寄進譲渡所領として、パイリッシュツェル修道院へ7、フィッシュバツハウ修道院へイムニテート区域2、アイゼンホーフェン修道院へ33、合計42カ所
その他の家系による寄進譲渡として、アイゼンホーフェン修道院へ23。以上の合計65

(2) その他の教会修道院に対するフォークタイ所領（シャイアン家以外の者による譲渡）

フライジング司教教会へ7、フライジング司教座聖堂参事会へ42、キューバツハ修道院へ24、ヴァイエンシューフアン修道院へ23。以上の合計96

(1) 家修道院に対するフォークタイ所領と(2) その他の教会修道院に対するフォークタイ所領の合計は161ヶ所となる。

これらの教会修道院の所領に対し、シャイアン家はフォークタイ権力を行使したが、典型的なフォークタイ権力は裁判権である。シャイアン家はフォークトとして高級裁判権を行使したが、この高級裁判権は贖罪裁判権の性格の他に、1100年前後に始まった高級裁判権の実刑化を目指す皇帝ハインリッヒ4世の裁判改革の影響を受けて実刑裁判権（流血裁判権）の性格をも帯び、二元主義的な性格をもつものへと転換しつつあった。

シャイアン家の支配権的諸権利に関し、これまでの検討に基づき、細かな点を捨象して述べるならば、この家系はグラーフシャフト、教会・修道院フォークタイ、荘園支配権、イムニテート区域（罰令区、免除地）という種々の諸権利を保持したことが明らかとなった。この複合的支配権がその「中心 caput」をなすシャイアン城塞の周囲に存在したことになる。そのために、この複合的支配権がその中心たる城塞の「付属物 *attinentia*」をなしたことも明らかとなった。他方で、シャイアン家の始祖オットーは1071年以降シャイアン城塞に因んで「シャイアン伯＝グラーフ・フォン・シャイアン comes de Skyren」と名乗っていた。この称号もまた正にシャイアン城塞と共に、この家系が城塞を中心としその周囲に位置するその付属物たるこの支配権を保持することを顕現するものであった。11世紀中葉以後シャイアン家がとりわけフライジング教会のフォークタイ相続権を確立し、下級フォークトを従える大フォークト（主要フォークトとも言われる）としてフォークタイに伴う諸権利をその手に集中化し、かつ高級裁判権の掌握を通じてグラーフ＝伯と対等な地位に到達し、こうして遂に自ら建設した城塞の名に因み1071年にシャイアン伯＝グラーフとして登場した。これとの関連で、ミテラウアーもまた、フォークトはフォークタイ相続権の確立及び大フォークトとしてフォークタイの諸権利の統合を通じて「一般にグラーフの称号を名乗った。11世紀末期に、彼らにおいて城塞に因んだ呼称が現れる」と的確に指摘している(M. Mitterauer, *Burg und Adel in den österreichischen Ländern*, in: Hans Patze(Hrsg.), *Die Burgen im deutschen Sprachraum II*(Vorträge und Forschungen, Bd.19 Teil II),1976,S.316)。他方で、シャイアン伯の呼称はシャイアン城塞を中心としその周囲に存在する支配権（城塞の付属物）の保

持者であることを意味する以上、この支配領域は伯の支配領域、つまり特に司教叙任権闘争の動乱期に貴族の自生的な権力意識に基づいて建設されたグラーフシャフト Grafenschaft(伯の支配領) なのである。したがって、これはフランク時代以来の官職法上のグラーシャフトつまり古来のガウ Gau と一致するガウグラーフシャフト Gaugrafschaft (ラテン語 comitatus) ではなく、称号と機能の点でこの「古来のグラーフシャフト」と関連をもたず、城塞を中核として新たに発展させられたグラーフシャフト、換言すれば「新たなグラーフシャフト」なのである。この「新たなグラーフシャフト」を示す用語 comitia(comes)が現れるのは 12 世紀であり、私が中心的な考察時期として検討した 11 世紀後半期にはまだこの用語は現れてこない。しかし、我々はシャイアン城塞を結晶核として発展した上記の複合的支配権の統合体を、実体的にこの時期についてもすでに comitia(comes)の用語が意味する新たなグラーフシャフトとして捉えて差し支えないと論定される。

結論的に、シャイアン家は 11 世紀 70 年代以降、シャイアン城塞を結晶核としつつ、言うまでもなく固有の自生的権力に加えてグラーフとしての権利、フォークトの権利、グルントヘルシャフトから構成される複合的な貴族支配権を創り出したのである。しかもこの支配権は中心たる城塞の付属物をなす新たな型のグラーフシャフトであった。言うまでもなく、この支配権の構成要素をなすグラーフとしての高級裁判権とフォークトとしての高級裁判権はシャイアン家のグルントヘルシャフトの域を超えて行使される典型的な罰令権力である。この貴族支配権は司教叙任権闘争の動乱期に城塞を中核して台頭してきた新たな支配権、換言すれば他ならぬ城塞支配権として把握されなければならない。このように、シャイアン=ヴィッテルスバッハ家の初期の城塞シャイアンを中心とする支配権を城塞支配権として把握するのは、従来見られない新たな知見である。またこの把握は、この家系が獲得していった多くの城塞のみならずその他の貴族の初期の城塞を研究する際に方向指示的な観点であると評価される。

次に、ドイツと日本で依然として研究上の空隙として残されているフォークタイの意義に関し、シャイアン家は始祖オットーが 1040 年代にフライジング教会のフォークトとして登場して以来、バイエルン大公ルートヴィヒ 1 世の時代 1231 年まで 8 世代に互り継続的に当教会のフォークトを務めた。この世襲フォークタイはその他の教会修道院に対しても行使された。さらに、家修道院たる改革修道院バイリッシュツェル/フィッシュバウ/アイゼンホーフェンについても、シャイアン家は継続的にフォークトを務めた(建立者フォークタイ)。世襲フォークタイと建立者フォークタイという継続的に行使されたフォークタイは、シャイアン家が教会フォークタイを支配権建設の重要な手段として目的のためにひたすら利用することに適合的な手段であった。皇帝ハインリッヒ 4 世の治世、11 世紀末期以降にフォークトが実刑裁判権の色彩を帯び始めていた高級裁判権を獲得したために、フォークトの権能と地位は徐々にグラーフ権力と同等の権能へと発展していった。さらに同じ 11 世紀末期に、フォークタイ advocatia の用語は史料上制度的な概念(端的に制度として、纏まった複合体、相続の対象) の他に、領域的概念(フォークト管区、領域的な区域) として現れたことも重要である。なぜなら、この領域的フォークタイはグラーフ権力と同等の権力及び地位と共に、領域支配権の建設に適合的な制度となったためである。これもまた無視されてはならない視点である。

最後に、シャイアン家の事例の研究により、中世盛期の貴族支配権建設の際に、世俗的中心(城塞) と宗教的中心(家修道院) が協働しており、政治的宗教意識ないし宗教的動因は決して過小評価されてはならない要因であること、さらに 13 世紀以降領国の発展期に城塞が領国の地方行政組織(アムト制) の形成に寄与したことも無視しえない事柄であるも確認された。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 櫻井 利夫	4. 巻 65巻1号
2. 論文標題 ヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞シャイアの城塞支配権 特にその家修道院シャイアの建立過程を考慮して ()	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 55 - 100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 櫻井 利夫	4. 巻 65巻2号
2. 論文標題 ヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞シャイアの城塞支配権 特にその家修道院シャイアの建立過程を考慮して ()	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 79 - 104
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 櫻井 利夫	4. 巻 66巻1号
2. 論文標題 ヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞シャイアの城塞支配権 特にその家修道院シャイアの建立過程を考慮して ()	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 47 - 81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 櫻井 利夫	4. 巻 66巻2号
2. 論文標題 ヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞シャイアの城塞支配権 特にその家修道院シャイアの建立過程を考慮して ()	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 59 - 91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 TOSHIO SAKURAI	4. 発行年 2024年
2. 出版社 Peter Lang	5. 総ページ数 190
3. 書名 Die Burgherrschaft in der deutschen Feudalgesellschaft. Die Burgherrschaft der Grafen von Falkenstein im hochmittelalterlichen Bayern.	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------